

浅口市森林・里山づくり活動支援補助金交付要綱

令和6年3月18日

告示第41号

浅口市森林・里山づくり活動支援補助金交付要綱(平成19年浅口市告示第136号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 市長は、市内の森林及び里山で、市民参加による森林保全活動の活性化及び拡大により、森林の有する公益的機能が持続的に発揮されることを目指し活動する地区・団体等(以下「地区・団体等」という。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この告示の定めるところによる。

(補助対象地区・団体等)

第2条 補助の対象となる地区・団体等は次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 活動区域が市内にあり、その場所が所有者等の理解が得られていること。
- (2) 市民等でおおむね10人以上で構成するグループ又は地区・コミュニティ単位で、今後も継続して活動する見込みがあること。
- (3) 営利を目的としないこと。

(補助対象事業等)

第3条 補助の対象となる事業は、地区・団体等が自主的に行う年間を通じた森林及び里山での植樹、下刈等の活動で、施行面積はおおむね0.1ヘクタール以上かつ年間2回以上のものとする。

(補助対象事業及び補助金の額等)

第4条 前条に掲げる事業の補助対象となる経費及び補助金の額等は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする地区・団体等は、市長が別に定める日までに森林・里山づくり活動支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 地区・団体等の規則等(制定されていない場合はこれに類するもの)
- (4) 地区・団体等の会員名簿
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定を行い、森林・里山づくり活動支援補助

金交付決定通知書(様式第4号)により補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の補助金の交付決定を行う場合、事業実施方法等について条件を付することができる。

(補助事業の変更承認)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容、経費の配分その他申請に係る事項の変更又は当該補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けようとするときは、森林・里山づくり活動支援補助金変更等承認申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽易な変更については、この限りでない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、森林・里山づくり活動支援補助金変更等承認通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(報告義務)

第8条 補助事業者は、市長が補助事業の実施状況の報告を求めたときは、これを報告しなければならない。

(事業実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業の完了後2週間又は当該会計年度の3月10日のいずれか早い日までに、森林・里山づくり活動支援補助金事業実績報告書(様式第7号)に次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 事業実施状況報告書(様式第8号)

(2) 収支決算書(様式第9号)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、補助事業の成果が適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、森林・里山づくり活動支援補助金の額の確定通知書(様式第10号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助金を交付するものとする。ただし、補助金の交付の目的を達成するため特に必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、森林・里山づくり活動支援補助金交付請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 提出書類の記載に虚偽があったとき。
- (4) この告示の規定又はこの告示による市長の指示に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、不正の行為があると認められたとき。

2 前項の規定は、第10条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超えて補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(その他)

第15条 この補助金の交付に関しては、前各条に定めるもののほか、浅口市補助金等交付規則(平成18年浅口市規則第48号)の例による。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

補助対象経費	内容	補助金の額等
需用費	活動用具(ヘルメット、軍手、医薬品、燃料等)、苗木、活動用具の修繕費、印刷製本費、看板類、事務用品費、食糧費(活	・補助率10/10以内 ・補助金の額は、300,000円を上限とする。ただし、この告示による補

	動時又は会議等の茶菓代等) 等	<p>助金を平成23年度以降 5回以上受けている地 区・団体等にあつては、 200,000円を限度とす る。</p> <p>・備品費及び委託料の合 計額は、補助対象経費 の総額の5割を限度と する。</p>
研修費	先進地視察費、書籍等	
備品費	活動用機材(チェーンソー、薪 割り機等)	
役務費	通信費、傷害保険料等	
使用料及び賃借料	機械器具等借上費等	
委託料	外部への委託料(団体が自ら 行うことが困難なものに限 る。)	
その他の経費	市長が特に必要と認めるもの	